

平成30年10月19日



長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県印刷、製版業
最低賃金専門部会
部会長 倉崎 哲矢

長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、平成30年8月17日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおり結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、平成30年10月19日長野労働局長に答申したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

倉崎 哲矢

岩崎 徹也

島村 暁代

労働者代表委員

和田 俊春

筒渕 祐一

岩崎 恵子

使用者代表委員

水本 正俊

白田 行孝

西沢 徹

別紙

長野県印刷、製版業最低賃金を次のとおりとすること

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 印刷業（謄写印刷業を除く。）

(2) 製版業

(3) (1) 又は (2) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) 又は (2) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間827円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年12月31日（指定日発効）